

シンポジウム 「子どもの貧困に対する支援体制をめぐって」

子ども・家族が抱える貧困とその支援 — スクールソーシャルワーク実践から見てくるもの —

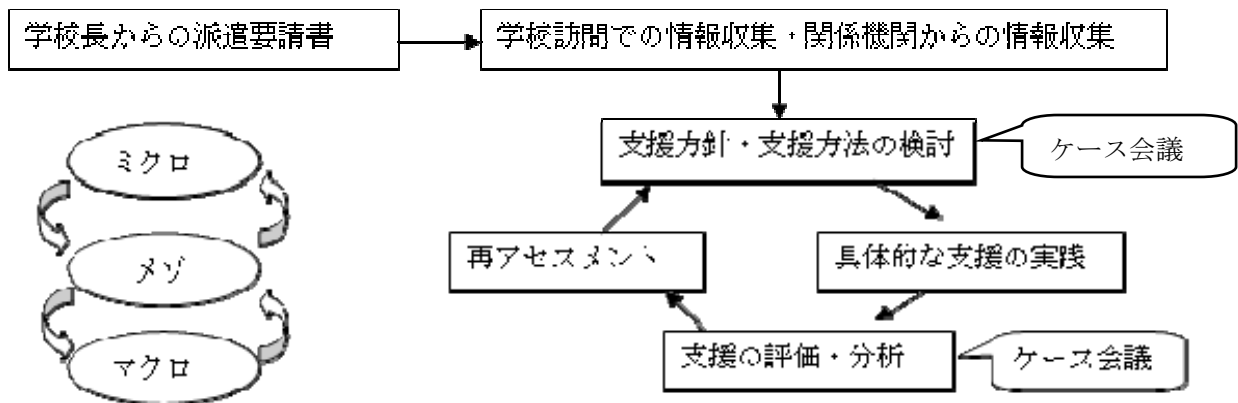
シンポジスト：陶山 博子（広島市教育委員会）

学校という場でソーシャルワークを展開している者として、子ども・家庭が抱える課題への「取り組み」と「考え」を述べていきたいと思います。

いろんな子に出会います。「頭が悪いけど絶対に高校へ行きたい。そして、親に楽をさせてあげたい。でもこのことお母さんには言わないで。」「将来も不安で怖い。」「人が信じられない。」「時々、自分がわからなくなる。」「どうせ、おれなんか…。」「お母さん、ご飯を作ってくれん。」等々を耳にします。いじめにあったり、不登校になり昼夜逆転の生活を送ったり、漢字が書けないまま中学を卒業したり、満足に食事もしていない子ども達です。自分の存在自体の不安、心のよりどころのなさ、自尊感情の低さ、そして「生まれてこなければよかった」の自己否定まで、耳にします。家庭は、DV逃避や母子家庭が多く、ネグレクト状態も多く存在します。こういう声に対して、我々は、何ができるでしょうか？

1. 広島市では、H20年7月から、スクールソーシャルワーカー活用事業を始めました。事業の目的として「いじめ、不登校、児童虐待等の様々な問題を抱えている児童生徒に対し、その問題の未然防止や早期発見・早期対応を図るため、スクールソーシャルワーカーが、社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、関係機関等とのネットワークを構築したり、家庭や地域など児童生徒を取り巻く環境に働きかけたりするなどの支援を行う。」というものです。文科省の国庫補助事業で、広島市教委では教育委員会に配置されています。

<広島市のスクールソーシャルワーク（SSW）の援助展開の流れ>



まず、学校から「派遣要請書」をもらい「情報収集」をします。生保家庭の場合は、親の生育歴も含め情報が集まりやすいのですが、生保以外は生活実態の把握が困難な事が多いのが実情です。そして関係機関と「ケース会議」を開催し、「目標や役割分担」を決め、それぞれの機関で実践します。実践がどうだったか確認しながら、新たな課題がでてくると、再度、目標作り…という流れで進めております。

学校からの主訴では、不登校、引きこもり、保護者と会えない、支援の手立てを探りたい、食事・衣服・衛生面で養育放棄、親の精神疾患、諸費滞納、非行……等々あります。

関与ケースの状況 (家族：105 世帯・子ども：145 人) (H23.1 末)

生活保護受給	生活困窮 (生保未受給)	ひとり親家庭	子どもの 障害・病気	親の疾病	親との 連携困難
44%	33%	73%	26%	58%	54%

* ケースの内 77%：経済的困窮世帯。親の疾病では、精神疾患が多い。

2. 様々な角度から、子どもをみると、「困った子だねえ」→(愛情不足等で)「困っている子だね」に変化していきます。情報の共有から、取り巻く環境の多様な状況がみえてきます。その親も、貧困家庭で育ち、愛着形成もなく、十分な教育を受ける機会も奪われ、頼れる親族も友人もない状況がわかってきます。親も大変な状況の中で育ってきたということもわかってくると、「困った親」→「困っている親」に、支援者側の捉え方が変化し、言葉かけが違ってきて、関係性に変化が出てくることがあります。そうなるように、福祉的視点を関係者に伝えていくのも、SSWの役割です。

3. スクールソーシャルワーカーの仕事の一例(改善例)を少し紹介します。

事例1: 知的な遅れもある母が、パート収入で家計を支え、病気の父は預金を持っているにも拘わらず生活費を出さない、経済的DVの家庭。子ども(特別支援学級在籍)も不安定でした。

支援: 婦人相談所・警察・区役所等へ同行。学校とSSWの協働を基盤に、民生委員・主任児童委員の協力も得て、母の不安の軽減と子どもの安定を目指しました。その間に、父が身体障害者と認定されたことで、障害年金も取得できました。母と子どもも療育手帳取得となり、生活状況には大きな変化がないにも拘わらず、年金や諸費用の減免等で経済的に楽になり、家族に余裕が生まれ、父母の緊張関係が改善し、子どもの将来への展望も開けてきた事例でした。

事例2: 子どもは不登校であり親とも連絡がとれず、生活課の家庭訪問も実施できていない家庭でした。たまたま登校した時に、食事や入浴もしてないことが判明しました。

支援: 学校・児童相談所・生活課・家庭相談員・SSW等と連携を図り、介入は保護費を振込から所払いに切替えることから開始。そして親のしんどさを「受容」しつつ生活実態の把握に努めました。家はゴミハウスであり、うつや不眠の訴え、多重債務の返済で生活費に欠乏している話が語られ始め、ヘルパー・弁護士・警察・精神科病院等へつながり、養護施設入所の運びとなりました。現在は、厳格ゆえに疎遠になっていた祖父母も登場し、親が養育できる状態になるまで、子どもは祖父母の元で、登校に至っています。

4. これまで関わった事例から見えてくるものを考えてみたいと思います。

マズローのいう「身体・生理的ニーズ」の充足なしの子ども達は、果たして「自己実現」は可能なのかという疑問が湧きます。その部分の保障は誰が担うのでしょうか。ネグレクトの場合は、児童相談所としても介入の困難さがあります。

孤立、親自身の育ちの脆弱さ、DV、ネグレクト等には、背景に貧困が存在していることが見えてきます。また、登校させない(登校しない)ことに問題意識を持っていない親も多く、困り感がでない親への介入の糸口を探る作業は、困難を極めます。

子どもの自己肯定感の低さや人への信頼感の低さ、低学力、「語るべき言葉をもたない」ことは深刻であり、ここに、負の連鎖を断ちきる困難さが存在します。

どうかして「学びの場」への参加させることの必要性が求められています。

5. 課題の改善がみられる事例は、その要因としてなにが功を奏したのでしょうか。

連携した関係機関で共通の理解ができ、役割分担が十分に機能したこと、親から「困り感」の表出があり、信頼関係の構築（つながり、寄り添うことで安心感をもたらす）と問題への的確な対応ができたこと、親の力・子どもの力の強化（エンパワーメント）ができたこと等があげられます。これには、学校だけとか、どこか一つの機関が頑張るというのではなく、ネットワークで支えることが必要です。

反対に、状況が改善に向かわない事例は、これらの何かが欠けているといえます。

6. 今後に向けては、次のように考えています。

S S Wは、つなぐ仕事でありコーディネーター役ですが、学校、児童相談所や関係機関の役割と限界が存在し、その「すきま」をS S Wが担うこともあります。喫緊に「すきまの問題」の改善が必要です。政令市の広島市では「要保護児童対策地域協議会」で、区の機能が十分に発揮されておらず、児童相談所の負担が重くなっている問題もあります。

我々にできることは、まず、その家庭を孤立させないこと。とにかく、誰かがつながっていると思える支援をして、親の力を補完していくことが重要です。

S S Wは、学校を基盤として活動しています。負の連鎖を断ち切る為には、学校の役割は大きいと考えます。学校に行ければ学校で、行けない場合はよその場で学びの場を作り、そこに参加させ、子ども自ら、貧困を乗り越える力をつけていくことを目指します。自尊感情・信頼感の低さは、教師とのつながりや居場所作りや安心した友人関係等で、軽減され、「不利」を被ることが少なくなるよう切望します。九九ができずに中学を終えることのないような学力の保障、高校に進学できたとしても、退学しないようなフォローアップ体制、「食べていける力」をつけるための進路選択等々、学校でできることは多くありますが、学校のみはその責務を負わせることなく、社会全体で、この問題に取り組んでいくことが求められています。

「児童の権利に関する条約」では①生きる権利②育つ権利③守られる権利④参加する権利がありますが、S S Wでは、「子どもの最善の利益」がキーワードとなっています。課題を考えるときは、「子どもの幸せを中心に」据えることとしています。

今回、「子どもの貧困」をテーマに、S S Wの役割を見なおした時に、自尊感情を高め、自己肯定感を高め、「生きる力」をつけていくために、「学びの場」の大切さを、再度、痛感しました。S S Wでは、ミクロ・メゾ・マクロの働きがあります。例えば、学習で考えると、「漢字も読めないのでは、自動車免許も取れんよ」と、国語の勉強に誘うというマイクロレベルでの働きかけ、やっと登校できた子への特別プログラムを学校のチームで考えていくメゾレベルの動き、それらを支えるための関係機関の連携、地域での社会資源の開発、大きくは社会保障・社会政策等のマクロの視点です。

「貧困」による影響を、子どもの「不利」にしないために、児童憲章にある「児童は、人として尊ばれ、社会の一員として重んぜられ、よい環境の中で育てられる」ということを、社会全体で考えていく必要があるのではないのでしょうか。